

HSE株式会社※「(仮称)京ヶ森風力発電事業 環境影響評価方法書」
に対する勧告について

令和3年7月20日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)京ヶ森風力発電事業 環境影響評価方法書について、HSE株式会社※に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、宮城県知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

※令和3年7月1日付け、日立サステナブルエナジー株式会社からHSE株式会社
社に社名変更

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：宮城県石巻市及び牡鹿郡女川町
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大63,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 2年 7月30日
環境大臣意見受理	令和 2年10月 9日
経済産業大臣意見発出	令和 2年10月19日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 3年 1月28日
住民意見の概要等受理	令和 3年 4月 7日
宮城県知事意見受理	令和 3年 6月23日
経済産業大臣勧告発出	令和 3年 7月20日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、野田
電話03-3501-1742（直通）

HSE株式会社※「(仮称) 京ヶ森風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する
勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. イヌワシをはじめとする稀少猛禽類の調査に当たっては、適切な調査地点数とするとともに、広域に調査点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 爬虫類・両生類を含む動物全般の調査に当たっては、捕獲等の調査地点を追加するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 魚類及び水生生物の調査に当たっては、水環境の調査地点を中心に、流域の異なる地点を複数設けるなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 市街地等の生活圏からの風車による景観への影響について、調査地点を追加するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(宮城県知事からの意見書の写しを添付)